

○大藏委員会

內閣提出法律案（一四件）

番号	件	名	院議先	付委員会	参議院	議委員決会	本会議	付委員会	衆議院	備考
66	65	56	53	33	16	15	11	10	9	昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案 法人税法の一部を改正する法律案 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案 入場税法の一部を改正する法律案 あへん特別会計法を廃止する法律案 関税暫定措置法の一部を改正する法律案 日本開発銀行法の一部を改正する法律案 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
"	"	"	"	"	"	"	"	"	衆 六、二、五	院議先
三一〇	三一〇	三一〇	三一五	三一七	二一五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	六、七	月日提出
(予)	(予)	(予)	(予)	(予)	(予)	三一〇	三一〇	三一〇	六、七	付委員会
可 五、〇 決	可 五、〇 決	可 三、六 決	可 三、六 決	可 三、六 決	可 三、六 決	可 三、六 決	可 三、六 決	可 六、〇 決	可 六、〇 決	参議院
可 五、三 決	可 五、三 決	可 三、元 決	可 三、元 決	可 三、元 決	可 三、元 決	可 三、元 決	可 三、元 決	可 六、四 決	可 六、四 決	議委員決会
三一〇	三一〇	三一〇	三一五	三一七	二一八	二一五	二一五	四、二	四、二	本会議
可 四、九 決	可 四、九 決	可 三、七 決	可 三、七 決	可 三、八 決	可 三、八 決	可 三、八 決	可 三、八 決	修 六、正	修 六、正	付委員会
可 四、三 決	可 四、三 決	可 三、六 決	可 三、六 決	可 三、九 決	可 三、九 決	可 三、九 決	可 三、九 決	修 六、正	修 六、正	衆議院
								参本会議趣旨説明 二、五 三、〇	参本会議趣旨説明 六、七	

要旨

本法律案は、我が国の財政の現状にかんがみ、昭和六十

昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第九号）

年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰入れ等の停止及び厚生保険特別会計健康勘定への繰入額削減の特例措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行

衆議院議員提出法律案（一件）

77	76	75	67
証券取引法の一部を改正する法律案	国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案	米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案	登記特別会計法案
"	参	"	衆
四、一七	四、一七	四、一七	六〇、三一〇
四、一七	四、一七	四、一七 (予)	六〇、三一〇 (予)
可 決 四、一三	可 決 四、一三	可 六、六 決	可 五、三 決
可 決 四、一四	可 決 四、一四	六、七 決	可 五、三 決
四、一七 (予)	四、一七 (予)	四、一七	六〇、三一〇
可 六、三 決	可 六、三 決	可 五、四 決	可 四、九 決
可 六、四 決	可 六、四 決	可 五、六 決	可 四、三 決

(一) 予算をもつて国会の議決を経た金額（五兆七千三百億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(二) 租税収入の実績に従つて、特例公債の発行額を限度額の範囲内で調整できるよう、昭和六十一年六月末日まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和六十年度所属の歳入とする。

(三) (一)の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

(四) 特例公債の借換えについては、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとし、借換えを行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

二、国債費定率繰入れ等の停止

昭和六十年度における国債償還財源として、一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れについて、国債総額の百分の一・六%に相当する金額の繰入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰入れを行わない。（本措置による繰入れ停止に係る金額は一兆八千六百二十七億円である。）

三、厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例

(一) 昭和六十年度における一般会計から厚生保険特別会

計健康勘定への繰入れについて、健康保険法に規定する国庫補助の額から九百三十九億円を控除して繰り入れる。

(二) 右の特例措置により控除した金額については、政管健保事業の適正な運営確保のため、各年度の厚生保険特別会計健康勘定の收支状況を勘案して、後日、当該金額に達するまでの金額を、一般会計から同勘定に繰り入れる措置その他の適切な措置を講ずる。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、「昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」は、国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることから、昭和六十年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰入れの停止及び政府管掌健

康保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額削減の特例措置を定めようとするものであります。

次に、「国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案」は、今後、国債の大量の償還が見込まれることにかんがみ、その償還に円滑に対処するため、年度内に償還される借換国債の発行及び償還を、国債整理基金特別会計の歳入歳出外として行うこと、並びに翌年度における国債の整理又は償還のための借換国債の発行を行うことができるこ

ととともに、国債の償還財源の充実に資するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部を同特別会計に所属させようとするものであります。

次に、「産業投資特別会計法の一部を改正する法律案」は、産業投資特別会計の資本を充実するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部を同特別会計に所属させるとともに、一般会計への繰入れ規定その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、公債残高縮減の方策と財政再建の具体的方途のあり方、減債基金制度における定率繰入れの位置づけとその重要性、短期国債を含む公債の日銀引受禁止の確認、大量の借換国

債発行下における国債管理政策のあり方と、短期国債発行の金融・証券市場に及ぼす影響、会社の株式売却収入を国債償還費に充当することについての確認、株式売却の方と証券市場における対応策、産業投資特別会計編入の株式にかかる配当金の使途のあり方、等について、総理、大蔵大臣並びに財政当局等に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、三法律案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大木正吾委員より三法律案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井孝男理事より三法律案に賛成、公明党・国民会議を代表して桑名義治理事より三法律案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より三法律案に反対、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より財源確保法案及び国債整理基金特別会計法改正案に反対、日本たばこ産業株式会社の株式の一部を同特別会計に所属させるとともに、一般会計への繰入れ規定その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、公債残高縮減の方策と財政再建の具体的方途のあり方、減債基金制度における定率繰入れの位置づけとその重要性、短期国債を含む公債の日銀引受禁止の確認、大量の借換国

なお、三法律案に対し、昭和六十五年度を目標とする特

例公債依存体質脱却の具体策の基本的考え方を明らかにすること、等の五項目にわたる附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

委員長報告

一一八ページ参照

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第一一號）

要旨

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第一〇號）

要旨

本法律案は、今後、国債の大量の償還が見込まれることにかんがみ、その償還に円滑に対処するため、年度内に償

還される借換国債の発行及び償還を歳入歳出外として行うこと並びに翌年度における国債の整理又は償還のための借換国債の発行を行うことができるなどを定めるとともに、本法律案は、産業投資特別会計の資本の充実に資するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部をこの会計に所属させるとともに、一般会計への繰入れ規定その他所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この会計の設置規定において、「経済の再建」を削ることとともに、「国民経済の発展と国民生活の向上に資する」とともに、この会計の資本の充実に資するための借換国債の発行を行うことができるなどを定めるとともに、

国債の償還財源の充実に資するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部をこの特別会計に所属させることを定めようとするものである。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

三、一般会計への繰入れ規定を設けるとともに、その繰入金に相当する額は、積立金の額から減額して整理する。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、法人税法改正案以下三法律案について申し上げます。

委員長報告

一一八ページ参照

法人税法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

要旨

本法律案は、公益法人等及び協同組合等の法人税負担の現況にかえりみ、これら法人の各事業年度の所得に対する法人税率を二十七パーセント（現行二十五パーセント）に引き上げるとともに、協同組合等の清算所得に対する税率を二十四・八パーセント（現行二十三パーセント）に引き上げようとするものである。

なお、本法律施行に伴う租税の增收見込額は、昭和六十一年度約三百十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、委員

法人税法の一部を改正する法律案は、公益法人等及び協同組合等の法人税の負担水準の現況に顧み、これらの法人の各事業年度の所得に対する税率を二%引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、租税特別措置の整理合理化、利子配当等の課税の適正化等を行うとともに、協同組合等の配当軽課税率の引き上げ及び法人が支払いを受ける利子配当等に係る所得税額の控除の特例の新設を行うほか、基盤技術の研究開発及び中小企業の技術基盤の強化に資するための措置を設ける等所要の税制上の措置を講じようとするものであります。

入場税法の一部を改正する法律案は、最近における入場税の負担の状況に顧み、その軽減を図るため、免税点を映画については千五百円から二千円に、演劇、音楽等については三千円から五千円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

以上の三案について一括して質疑を行い、法人税法改正案並びに租税特別措置法及び所得税法改正案については参考人からの意見聴取を行いましたが、その間の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了いたしましたところ、近藤忠孝委員より、入場税法改正案に対し、映画、演劇等の入場税を廃止し、競馬場等の入場税については当分の間存続させる内容の修正案が提出されました。

本修正案は、予算を伴うものであり、政府からは反対である旨の意見が述べられました。

次いで、三原案及び入場税法改正案に対する修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木和美委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に

反対、入場税法改正原案に賛成、自由民主党・自由国民会

議を代表して藤井孝男委員より、入場税法改正案に対する

修正案に反対、三原案に賛成、公明党・国民会議を代表して鈴木一弘委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及

び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に反対、入場税法改正原案に賛成、日本共産党を代表して

近藤忠孝委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案に反対、入場税法改正案に対する修正案及び同原案に賛成、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に反対、入場税法改正原案に賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、法人税法改正案並びに租税特別措置法及び所得税法改正案は多数をもって可決、入場税法改正案につきましては、修正案は賛成少数をもつて否決、原案は全会一致をもって可決され、三法律案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、附帯決議を付しております。

次に、あへん特別会計法廃止法案、関税暫定措置法改正案について申し上げます。

あへん特別会計法を廃止する法律案は、あへん特別会計の現況に顧み、同会計を昭和五十九年度限りで廃止し、同特別会計の権利義務を一般会計に帰属させるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近におけ

る内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特恵関税制度等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、両案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、関税暫定措置法改正案に反対、あへん特別会計法廃止法案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、あへん特別会計法廃止法案は全会一致をもって、関税暫定措置法改正案は多数をもって、両案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税暫定措置法改正案に対し、附帯決議を付しております。

以上、御報告いたします。

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案（閣法

第一六号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかえりみ、租税特別措置の整理合理化、利子・配当等の課税の適正化等を行うとともに、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の引上げに対応して配当軽課税率等の引上げを行うほか、基盤技術の研究開発及び中小企業の技術基盤の強化に資するための措置、その他所要の税制上の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、既存の租税特別措置の整理合理化

中小企業等海外市場開拓準備金の積立率及び公害防止用設備の特別償却割合等の引下げ、株式売買損失準備金の廃止等、企業関係の特別措置を整理合理化するとともに、登録免許税の税率軽減措置についても整理合理化を行ふ。

二、利子・配当等の課税の適正化等

1 郵便貯金を含む非課税貯蓄制度の限度額管理の適正化を図るため、住民票の写し等所要の書類の提示による氏名、生年月日及び住所の告知、その確認についての証印制度を導入する。

2 総合課税の対象となる利子・配当等についても、記

名式又は無記名式のものの区分に關係なく、その受領の際に前記1に準じた方法により本人確認を行う。

- 3 利子・配当所得の源泉分離選択課税制度等の特別措置については、適用期限の定めを廃止し、存続させる。
- 4 少額貯蓄等利用者カード制度は、廃止する。

三、協同組合等の法人税の配当軽課税率の引上げ等

別途提案されている法人税法の一部改正案による公益法人等の軽減税率の引上げに対応して、協同組合等の配当軽課税率を二十三パーセント（現行二十二パーセント）に引き上げるとともに、特定の医療法人の軽減税率を二十八パーセント（現行二十六パーセント）に引き上げる。

四、法人の利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例

法人が支払を受ける利子・配当及び割引債の償還差益について源泉徴収された所得税額のうち、当該事業年度の法人税額から控除しきれなかつた部分の金額については、五年間の臨時措置として、翌事業年度以降の法人税額から四年間にわたり繰り越して控除し、この期間内に控除しきれなかつた部分の金額は、四年目に全額還付することとする。

五、試験研究促進のための措置

- 1 技術研究開発を推進するため、試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除額に加えて、先端エレクトロニクス技術等の基盤技術の開発用研究資産について、三年間の措置として、取得価額の七パーセント相当額の特別税額控除（当期の税額の十五パーセント相当額を限度とする。）を認める。

2 中小企業者等の試験研究費について、三年間の措置として、その六パーセント相当額の特別税額控除（当期の税額の十五パーセント相当額を限度とする。）を認め、この措置と試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除との選択適用を認める。

六、土地・住宅関連税制

- 1 民間活力の活用等の観点から、高度利用地区等における特定の優良な再開発建築物について、五年間三十パーセントの割増償却を認める。
- 2 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税特例制度について、その適用対象となる土地等の譲渡が特定民間住宅地造成事業の用に供するためには土地等が買い取られる場合に該当するときは、千五百円特別控除との選択適用とした上、六十年から三年

間の措置として存続する。

その他、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度について所要の整備を行うとともに、交際費等の損金不算入措置並びに揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置等適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年度の租税の增收見込額は、約九百億円である。

委員長報告

一一一ページ参照

あへん特別会計法を廃止する法律案（閣法第五三号）

要旨

本法律案は、あへん特別会計の現況に顧み、あへん特別会計法（昭和三十年法律第三十一号）を廃止し、次の措置を講じようとするものである。

一、あへん特別会計を昭和五十九年度限り廃止する。

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税の負担の状況にかえりみ、その軽減を図るため、映画の免税点を二千円（現行千五百円）に、演劇、芸術、音楽、スポーツ等の免税点を五千円（現行三千円）にそれぞれ引き上げるとともに、その他所要の規定の整備を図る

うとするものである。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年度における租税の減収見込額は、約四十億円である。

委員長報告

一一一ページ参照

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特恵関税制度等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、東京ラウンド交渉に基づく我が国の関税譲許品目に係る実行税率の段階的引下げを次により繰り上げて実施す

(一) 鉱工業品及び開発途上国関連の農林水産品

二年分繰上げ

(二) その他の農林水産品

一年分繰上げ

二、主要関係国の関心の深いぶどう酒、クラフト紙等の関税率を引き下げるとともに、ノルマル・ラフィン、鉄鋼

のビレット・スラブ等の関税率を撤廃する。

三、鉱工業品に対する特恵関税の適用限度額等の拡大を図

るため、適用限度額等の算定方式について昭和六十年度

限りの特例措置を講ずるとともに、特恵関税率が実行税

率の二分の一となつてゐるかつら、人形等の特恵関税率を無税とする等所要の改正を行う。

四、国内産業の実情等にかんがみ、アルミニウムの塊の免稅制度を減稅制度に改正するとともに、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付率を引き上げる。

五、昭和六十年三月三十日に適用期限の到来する暫定関税率及び原油関連減稅還付制度について、その適用期限を延長する。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年度一般会計分の関稅減收見込額は、約二百七十億円であり、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原重油関稅減收見込額は、約八億円である。

委員長報告

一一一ページ参照

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）

要旨

本法律案は、金融自由化の進展、厳しい財政事情、民間

活力活用の要請等の政策ニーズの変化など政府関係金融機関を巡る環境の変化に対応して、日本開発銀行についても量的補完から質的補完への転換を図り、経済社会の新しいニーズに応え得るようその機能の整備を行うこと等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、技術開発融資制度の整備

産業構造の知識集約化、情報化に伴つて、技術開発の国民経済的重要性が増大していることにかんがみ、産業の開発及び経済社会の発展に寄与する高度で新しい技術の研究開発等に必要な資金を貸し付けることができるこ^(イ)ととする。

二、出資機能の整備

技術開発、都市再開発の促進等国民経済的に緊要な課題に対応するため、高度で新しい技術の研究開発等産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業で政令で定めるものに対し出資できることとする。

三、法定準備金の積立率の引下げ

財政事情が近年特に厳しさを加えてきた状況にもかんがみ、日本開発銀行の長期的な財務基盤を損なわない範

域内で財政協力をを行うこととし、法定準備金の積立率を千分の七から千分の三に引き下げ、国庫納付金の増額を図ることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、高度で新しい技術の研究開発等を促進するため、日本開発銀行の業務として技術の研究開発資金の貸し付け及び技術の研究開発に寄与する事業等に係る出資を追加するとともに、同行の業務の状況等を勘案し、利益金の処分の方法を変更する等の所要の措置を講じようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、民間資金の活用による対外経済交流の促進等を図るため、日本輸出入銀行の業務範囲について、債務の保証に係るもの^(イ)を拡充するとともに本邦法人等の出資に係る外国法人に対する貸し付け等を追加し、あわせて同行の業務の状況等を勘案し利益金の処分の方法を変更する等の措置を講じようとするものであります。

次に、登記特別会計法案は、最近における登記申請件数、

ております。

登記簿謄本の交付件数等の増加に対処するため、コンピューター化を図ることなどに伴い、登記所に係る事務の遂行

に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計

を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、金融自由化がもたらす政府関係金融機関への影響、金融面からの実効性ある輸入拡大策のあり方、政策ニーズの変化に対応した開銀融資のあり方、登記特別会計新設の理由とコンピュータ化導入の効用、登記所の窓口業務の現状と今後の改善策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、三法律案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、日本開発銀行法、日本輸出入銀行法の両改正案及び登記特別会計法案に対して、それぞれ附帯決議が付され

以上、御報告申し上げます。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（閣法第六六号）

要旨

本法律案は、金融自由化の進展、厳しい財政事情、民間活力活用の要請等の政策ニーズの変化など政府関係金融機関を巡る環境の変化に対応して、日本輸出入銀行についても量的補完から質的補完への転換を図り、経済社会の新しいニーズに応え得るようその機能の整備を行うこと等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、海外投資金融の整備

海外直接投資の円滑化を図る観点から、本邦法人等の出資に係る外国法人に対する貸付け等ができることとする。

二、保証機能の整備

民間資金の活用による対外経済交流の促進を図る観点から、民間金融機関のみが行う海外直接貸付けの場合、

即ち、輸銀協融以外の場合等においても日本輸出入銀行が債務の保証を行うことができる」とする。

三、法定準備金の積立率の引下げ

財政事情が近年特に厳しさを加えてきた状況にもかんがみ、日本輸出入銀行の長期的な財務基盤を損なわない範囲内で財政協力をすることとし、法定準備金の積立率を千分の七から千分の三に引き下げ、国庫納付金の増額を図ることとする。

委員長報告

一一七ページ参照

登記特別会計法案（閣法第六七号）

要旨

本法律案は、近年における登記申請、登記簿謄本の請求件数の増加等に対処するために、コンピュータ化を中心とした事務処理体制の改善を図るとともに、その経理を明確にするため、登記特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであり、その主な内容は次のとおり

である。

一、本特別会計は、登記に関する事務その他の登記所に係る事務の経理を行うことを目的とし、法務大臣が管理する。

二、本特別会計は、登記関係手数料、一般会計からの繰入金等を歳入とし、登記関係事務取扱費、施設費等を歳出とする。

三、その他予算及び決算の作成及び提出、決算上の剩余金の処理、借入金の借入れ、余裕金の預託等この会計の経理に関し必要な事項を定める。

四、本法律は、昭和六十年七月一日から施行し、これに伴う必要な経過規定を設けるとともに関係法律について所要の規定の整備を行う。

なお、本法律施行に伴い、昭和六十年度登記特別会計の歳入・歳出予算額として、それぞれ約五百五十五億七千三百万円が計上されている。

委員長報告

一一七ページ参照

米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案（閣法第七五号）

要旨

本法律案は、米州投資公社への加盟に伴い、同公社に対する出資について所要の規定を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、政府は、米州投資公社に対し、六百二十六万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨により出資することができる」ととする。

二、政府は、米州投資公社に対し、予算の定める金額の範

囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により追加出資することができる」とする。

なお、本法律施行に伴う米州投資公社出資として、昭和六十年度一般会計歳出予算に三億七千百万円が計上されている。

委員長報告

ただいま議題となりました米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審

査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、米州投資公社を設立することに基づき我が国が米州投資公社に加盟することに伴い、政府が同公社に対し六百二十六万ドルの範囲内において出資できることとするほか、予算で定める範囲内において追加出資ができることとしようとするものであります。

委員会におきましては、米州投資公社の国際開発金融機関としての位置づけ、最大の出資国であるアメリカの同公社等国際開発金融機関への影響力、開発途上国の累積債務問題の解決策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七六号）

要旨

本法律案は、国際金融公社の出資の額が増額されること

となるのに伴い、政府は、同公社に対し、従来の出資の額のほか、三千五十一万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両法律案は、ともに本院先議に係るものでありまして、まず、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際金融公社の増資に伴い、我が国が出資するための措置を講じようとするものであり、政府は、わが国に対する割り当て額三千五十一万ドルを限度として、同公社に対し追加出資することができる」といたしております。

次に、証券取引法の一部を改正する法律案は、最近における我が国公社債市場の現状にかんがみ、証券取引所において債券先物市場が開設されるに当たり、取引の活発化、円滑化等を図るために必要な法的措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、国際金融公社の投融資債権における健全性、政府開発援助の第二次中期目標の進捗状況と新中期目標の設定に当たつての基本方針、債券の先物市場創設の必要性とその対象を長期国債に限定した理由、先物市場が現物市場及び短期金融市場に与える影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、証券取引法の一部を改正する法律案に対し、債券先物取引が過度の投機性を助長することのないよう配意し、先物市場が現物市場の価格安定化要因として機能し得るよう諸般の措置を講ずること等三項目にわたる附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

要旨

本法律案は、我が国の公社債市場の現状にかんがみ、取引の活発化、円滑化等を図るため、金融機関等が証券取引所の有価証券市場において国債証券等につき先物取引を行うことができることとするとともに、国債証券に関し標準物を取引対象とすることができる」とするほか、証拠金の規定を設ける等、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、金融機関等の債券先物市場への直接参加

証券取引所は、国債証券等に係る先物取引について、会員以外の証券会社及び政令で定める外国証券会社並びに金融機関のうち大蔵省令で定める業務を行う者に、債券先物市場における取引資格を与えることができる」とし、これらの者は、国債証券等に係る先物取引を行う範囲において、会員とみなす。

二、標準物の設定等

(一) 証券取引所は、国債証券に係る先物取引について、その取引の円滑化に資するため、取引の対象として、

利率、償還期限その他の条件を標準化した標準物を設定することができますこととし、標準物は、この法律の適用については、国債証券とみなす。

(二) 証券取引所が標準物を上場しようとすることは、上場に関する規定を適用する。

三、証拠金規定の新設

先物取引の履行の確保及び投資者保護のため、売買証拠金及び委託証拠金に関する規定を新設する。

委員長報告

一三一ページ参照

要旨

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第二号）

本法律案は、昭和五十九年度において、水田利用の再編成を図るため、政府が稻作の転換を行う者等に対し交付す

る水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の

収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等

は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取扱又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う昭和五十九年度における租税の減収見込額は、約九億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和五十九年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の

軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法施行に伴う昭和五十九年度の租税の減収額は約九億円と見込まれております。

委員会におきましては、本案が議員提案として毎年度立法化されている理由、本奨励補助金を一時所得とみなすことの当否、現在の米の備蓄状況から見た減反政策見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。